



第164回通常国会で成立した主な法律

第164回通常国会は、本年1月20日に召集され、6月16日に閉会した(会期末は6月18日)。

同国会では、継続法案を含み166件の法律案が提出され、そのうち98件が成立した。その主な法律及び概要は次のとおり。

【成立した主な法律】

① **地方交付税法等の一部を改正する法律**(平成18年法律第8号) Ⅱ

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成18年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成19年度から33年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計へ

の繰入れに関する特例等を改正するほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正するとともに、一定の地方団体に退職手当の費用に充てるための地方債の発行を認め、首都圏の近郊整備地帯等の整備に係る財政上の特別措置を引き続き講ずることとし、また、児童手当の拡充に伴い地方特別交付金の拡充を図る等について所要の改正を行なったもの。

② **所得税法等の一部を改正する等の法律**(平成18年法律第10号) Ⅱ 現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのありべき税制の構築に向け、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するとともに、定率減税を廃止し、併せて法人関連税制、土地・住宅税制、国際課税、酒税・たばこ税等につき所要の措置を講じたもの。

③ **工業再配置促進法を廃止する法律**(平成18年法律第32号) Ⅱ 近年の経済的環境の変化等により、国が対象地域を定めて工業の再配置を促進する必要性が低下したことにかんがみ廃止したもの。

④ **中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律**(平成18年法律第33号) Ⅱ 中小企業のものづくり基盤技術の高度化が我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業がその高度化に向けて行う研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講じたもの。

⑤ **都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律**(平成18年法律第46号) Ⅱ 都市の秩序ある整備を図るため、準都市計画区域制度の拡充、開発許可を要する開発行為の範囲の見直し、都市計画区域(市街地調整区域を除く)または準都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築物の建築制限の見直し、公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができ用途の範囲の拡大等、所要の措置を講じたもの。

⑥ **簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律**(平成18年法律第47号) Ⅱ 簡素で効率的な政府を実現することが喫緊の課題であることにかんがみ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革について、その基本理念及び重点分野並びに各重点分野における改革の基本方針そ

の他の重要事項を定めるとともに、行政改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進するもの。

⑦ **競争の導入による公共サービスの改革に関する法律**(平成18年法律第51号) Ⅱ 国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札等に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施するため、その基本理念、公共サービスの改革基本方針の策定、官民競争入札等の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監視委員会の設置その他必要な事項を定めたもの。

⑧ **中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律**(平成18年法律第54号) Ⅱ 近年における急速な少子高齢化の進展、消費生活の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関す

る基本理念等を定めるとともに、市町村が作成し内閣総理大臣による認定を受けた基本計画に基づく事業に対する特別の措置等を集中的に講じたもの。

⑨ **中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律**(平成18年法律第75号) Ⅱ 近年、中小企業組合について、事業の大規模化、多様化が進むとともに運営規律が十分に働かなくなっている状況が見られることにかんがみ、その規律の強化を図るとともに、中小企業組合の行う共済事業について、事業規模に応じた健全な運営を確保するための措置を講じたもの。

★「**会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律**」により、組合法及び団体会法が改正され、5月1日に施行されたことは本誌6月号および7月号で掲載したとおりです。さらに、このたび成立した「**中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律**」の内容についても既に5月号で紹介しております。

今回の整備法施行や組合法の改正に伴い、既存の大多数の組合では、当面の間、早急に実務的変更を求められる事項はありません。今後、関係政省令等が示された段階で、改めて具体的にお知らせいたします。